

## 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 岩手県県南家畜保健衛生所庁舎清掃業務
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 岩手県県南家畜保健衛生所  
奥州市水沢佐倉河字東館 41-1
- 4 委託料 金 \_\_\_\_\_ 円 (月額 \_\_\_\_\_ 円)  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県 (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

- 第1 甲は、別表「委託業務内容明細書」に掲げる場所について、当該基準表に示す清掃方法及び回数の清掃をすること (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受諾するものとする。
  - 2 乙は委託業務の執行に当たっては、別添「岩手県県南家畜保健衛生所庁舎清掃業務基準仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。
- 第2 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関してその作業に立会し、又は必要な事項を指示することがある。
  - 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
- 第3 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。
  - 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。
- 第4 乙は、作業日の委託業務が完了したならば、直ちに岩手県県南家畜保健衛生所庁舎清掃業務基準仕様書で定める清掃業務日誌を甲に提出しなければならない。
  - 2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
  - 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。
  - 4 乙は、各月の委託業務が完了した場合は、遅滞なく委託業務完了報告書 (様式第1号) を甲に提出しなければならない。
  - 5 甲は、前項の委託業務完了報告書 (様式第1号) を受理した場合は、速やかに業務の完了確認のための検査を行わなければならない。
  - 6 乙は前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において補正後の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。
- 第5 乙は、第4第5項の検査の結果、委託業務の実施状況がこの契約に適すると認められた場合は、4で掲げる月額委託料請求書を甲に提出するものとする。
  - 2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、30日以内に委託料を支払うものとする。
- 第6 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は

約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第7 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収する。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第8 第4条第5項（同法第6項における場合を含む。）の規定による検査に合格した後、委託業務に契約の内容に適合しないものがあると認められた場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が再履行の催告をし、乙が指定した期限までに再履行をしないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第9 甲は、天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。

第10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を実施できなくなったとき。
- (2) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 甲が行う調査を妨げ、若しくは甲が求める報告を拒み、又は第2第1項若しくは第4第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは庁舎等管理業務委託契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第11 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下になるとき。
- (2) 第3第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を越えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

第12 乙は、第10の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年パーセント（注3）の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第13 乙は、第10第1項の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第11の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第14 乙は甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

- 2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第15 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第16 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第17 乙は、自己の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18 乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第19 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第20 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

第21 乙は委託業務の実施にあたり、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うものとする。

第22 乙は、委託業務に係わる経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間満了日から5年を経過する日まで保存するものとする。

第23 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
契約担当者  
県南広域振興局長

乙

様式第 1 号

年 月 日

県南広域振興局長 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

## 委託業務完了報告書

下記のとおり委託業務を完了いたしましたので報告いたします。

委託業務名	岩手県県南家畜保健衛生所庁舎清掃業務
委託業務の場所	岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日
今回報告期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日